

歯科診療を担当される医療機関の皆様へ

◇ 労災診療費(労災特掲(独自)料金)

労災診療費について、原則として、「健康保険点数表」に準じた算定を行うこととなりますが、労災保険の特殊性から、「労災特掲料金」が算定できることとなっています。

歯科において、算定可能な「労災特掲料金」は主に次のとおりです。(令和6年改定時点)

診療単価	課税医療機関 1点 12円
	非課税医療機関 1点 11円50銭(円未満の端数切捨て)
金額算定	(健保点数ではなく、金額で算定します。)
【初診時】	初診料 3,850円
	救急医療管理加算 外来1,250円(入院 6,900円) ※ 初診時に救急医療を行った場合に算定できます。
	療養の給付請求書取扱料 2,000円 ※ 指定医療機関において、「療養の給付請求書(様式第5号又は様式第16号の3)」を取り扱った場合に算定できます。
【再診時】	再診料 1,420円
	再診時療養指導管理料 920円 ※ 外来患者に対して、療養上の指導(食事、日常生活動作、機能回復訓練)に関する指導を行った場合に算定できます。請求に当たっては、指導の要点を診療録に記載し、労災レセプト(摘要欄)にいずれの指導を行ったか分かるように記載してください。 ※ なお、健保点数の「歯科疾患管理料」、「歯科特定疾病療養管理料」とは、重複算定できません。

《請求に当たってのお願い》

労災保険において、歯科用のレセプトを作成していないため、健康保険で使用している診療報酬明細書の添付をお願いします。

また、労災レセプト「診療費請求内訳書」(診機様式各号)の右側中段の金額欄には、上記(労災特掲料金)である初診料、再診料等の金額で算定する内容を記載してください。左下段の小計欄には、金額で算定す

る項目以外の点数を、添付している診療報酬明細書から合計して転記してください。(診療報酬明細書を添付している場合は、左側の各点数欄は記載せず、小計欄のみの記載で差し支えありません。)

保険外材料を用いた補綴

歯冠修復及び欠損補綴について、労災独自の取扱いとして、保険適用外の材料(オールセラミック、ハイブリットセラミック、メタルボンド、ジルコニア)の費用(原則1本8万円まで)を認めています。

当該費用(1本8万円)には、歯冠修復に当たっては歯冠形成(支台築造を含む。)以降、欠損補綴に当たっては補綴時診断以降を含みます。また、一律8万円ではなく、医療機関で設定された料金が基本になります。すなわち、その設定金額が8万円を下回る場合は当該金額、8万円を上回る場合は上限金額が8万円になります。

なお、労災診療費は、消費税法(第6条及び別表第1第6号ホ)により非課税とされており、消費税は徴収できません。

また、保険外材料の請求に当たっては、指定医療機関についても、非指定医療機関と同様に、レセプト請求ではなく、療養の費用請求書(様式第7号(1)又は様式第16号の5(1))にて請求することとなります。

◇ その他

公的保険においては、その事由によって、業務災害又は通勤災害に関する保険給付が「労災保険」、それ以外が「健康保険」として明確に区別して適用されます。したがって、業務災害又は通勤災害に該当する負傷・疾病について、被災労働者が「健康保険」を希望されたとしても、「健康保険」を使用することはできませんので、ご注意ください。

また、各種請求書については、インターネット(厚生労働省ホームページ)から取得可能ですが、労災レセプトについては、インターネットから取得できませんので、労働局又は監督署に送付依頼ください。

《各種請求書のダウンロード先》

[URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousaihoken.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousaihoken.html)



問合せ先：長崎労働局労働基準部

労災補償課 TEL095-801-0034 又はレセプト審査係 TEL095-801-0019